

日本歯科東洋医学会専門医制度施行細則

第1章 総則

第1条 日本歯科東洋医学会専門医制度の施行にあたって、次の各項に定められた事項以外は、日本歯科東洋医学会認定医制度規則及び施行細則に従うものとする。

第2条 本会の制定する専門医を歯科東洋医学専門医と呼称する。

第2章 専門医資格

第3条 専門医の資格を申請する者は、以下の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有する者。
- (2) 申請の日に5年以上継続して認定医歴を有し、その間に本学会誌に3編以上の発表があり、1編は筆頭著者である者。
- (3) 日本歯科東洋医学会に定める所定の研修単位を満たした者。
- (4) 現在、鍼灸、漢方、その他東洋医学的療法による歯科東洋医学治療に携わっている者。
- (5) 公益社団法人日本歯科医師会の正会員又は準会員であることを原則とする。

第4条 専門医の資格を申請する者は、申請料を添えて申請書類を提出しなければならない。

第5条 専門医と認定された者は、登録料を添えて本会に登録申請を行わなければならない。

第6条 学会は専門医登録を行い、認定証を交付し、日本歯科東洋医学会誌及び総会において報告する。

第3章 専門医認定試験

第7条 認定委員会は、専門医認定の申請書類を審査し、基準を満たしていると認めたる者に対して、認定試験を実施する。

第8条 認定試験は、記述試験、症例試験（ケースプレゼンテーション）を実施する。

2. 記述試験は、歯科東洋医学専門医としての必要事項に関する試験を行う。
3. 症例試験（ケースプレゼンテーション）は、受験者自身が治療した症例で、鍼灸、漢方、その他東洋医学的療法による歯科東洋医学治療が有効であった50症例一覧を提出し、そのうちの10症例の詳細な臨床報告についての審査を行う。

第4章 資格の更新

第9条 専門医資格の認定期間は6年間とし、引き続き認定を希望する者は、6年毎に資格の更新を行わなければならない。ただし、認定期限は認定医認定期限と一致するものとする。

2. 更新にあたっては、認定医の更新に準ずるものとする。

第5章 申請の期日および登録日

第10条 専門医資格および更新の申請は、毎年9月末日までとする。

第11条 専門医資格および更新の登録は4月1日に行う。

第6章 諸費用

第12条 本制度の施行にかかわる手数料は次のように定める。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 専門医認定試験受験料 | 2万円 |
| (2) 専門医申請料 | 1万円 |
| (3) 専門医登録料 | 2万円 |
| (4) 専門医更新手数料 | 2万円（認定医更新手数料を含む） |

第7章 その他

第13条 この細則の改定については、認定委員会の議を経て常任理事会の承認を得なければならない。

付 則

第1条 この施行細則は平成24年4月1日から施行する。

第2条 この施行細則にかかわらず、平成26年3月31日までは暫定期間とする。

第3条 この施行細則は平成28年8月28日に改正し、平成28年8月28日から施行する。